

令和 7 年 8 月 22 日

三重県知事 殿

医療法人の住所 三重県四日市市南浜田町3番15号

医療法人の名称 医療法人 児玉会

理 事 長 名 田中 公子

電 話 ( 059 ) 353-8860

決 算 届

令和6年6月1日から令和7年5月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

## 事業報告書

(自 令和 6 年 6 月 1 日 至 令和 7 年 5 月 31 日)

## 1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 児玉会

① ☐ 財団 ☒ 社団 ( ☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり )② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県四日市市南浜田町 3 番 15 号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 15 年 2 月 26 日

(4) 設立登記年月日 平成 15 年 3 月 24 日

## 2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

| 種 類 | 施設の名称        | 施設の医療機関コード<br>又は介護事業所番号 | 開 設 場 所                  | 許可病床数 |
|-----|--------------|-------------------------|--------------------------|-------|
| 診療所 | 南浜田<br>クリニック | 2 4 1 0 2 1 5 3 0 1     | 三重県四日市市<br>南浜田町 3 番 15 号 |       |

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

| 種類又は事業名 | 実 施 場 所 | 備 考 |
|---------|---------|-----|
| 該当なし    |         |     |

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

| 種 類  | 実 施 場 所 | 備 考 |
|------|---------|-----|
| 該当なし |         |     |

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年7月26日 前年度の決算承認

令和7年5月25日 次年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 児玉会  
所在地 四日市市南浜田町3番15号

※医療法人整理番号 10430

財 産 目 録  
(令和 7 年 5 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額 57,586 千円  
2. 負 債 額 6,104 千円  
3. 純 資 産 額 51,482 千円

| (内 訳)             |  | (単位：千円) |
|-------------------|--|---------|
| 区 分               |  | 金 額     |
| A 流 動 資 産         |  | 32,013  |
| B 固 定 資 産         |  | 25,573  |
| C 資 産 合 計 (A + B) |  | 57,586  |
| D 負 債 合 計         |  | 6,104   |
| E 純 資 産 (C - D)   |  | 51,482  |

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

## 様式 3 - 2

法人名 医療法人 児玉会

※医療法人整理番号 1430

所在地 四日市市南浜田町 3 番 1 5 号

## 貸 借 対 照 表

(令和 7 年 5 月 3 1 日現在)

(単位 : 千円)

| 資 産 の 部       |        | 負 債 の 部            |        |
|---------------|--------|--------------------|--------|
| 科 目           | 金 額    | 科 目                | 金 額    |
| I 流 動 資 産     | 32,013 | I 流 動 負 債          | 3,675  |
| II 固 定 資 産    | 25,573 | II 固 定 負 債         | 2,428  |
| 1 有 形 固 定 資 産 | 17,253 | 負 債 合 計            | 6,104  |
| 2 そ の 他 の 資 産 | 8,320  | 純 資 産 の 部          |        |
|               |        | 科 目                | 金 額    |
|               |        | I 資 本 金            | 15,000 |
|               |        | II 資 本 剰 余 金       | 0      |
|               |        | III 利 益 剰 余 金      | 36,482 |
|               |        | IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 0      |
|               |        | 純 資 産 合 計          | 51,482 |
| 資 産 合 計       | 57,586 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計    | 57,586 |

様式 4 - 2

法人名 医療法人 児玉会

※医療法人整理番号 0430

所在地 四日市市南浜田町 3 番 1 5 号

損 益 計 算 書

(自 令和 6 年 6 月 1 日 至 令和 7 年 5 月 3 1 日)

(単位：千円)

| 科 目        | 金 額      |
|------------|----------|
| I 事業損益     |          |
| A 本来業務事業損益 |          |
| 1 事業収益     | 72,705   |
| 2 事業費用     | 85,888   |
| 本来業務事業損失   | △ 13,183 |
| 事業損失       | △ 13,183 |
| II 事業外収益   | 7,065    |
| III 事業外費用  | 1,507    |
| 経常損失       | △ 7,624  |
| IV 特別利益    | 0        |
| V 特別損失     | 0        |
| 税引前当期純損失   | △ 7,624  |
| 法人税等       | 185      |
| 当期純損失      | △ 7,809  |

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 児玉会

理事長 田中 公子 殿

私は、医療法人児玉会の令和 6 年度（令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

#### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 7 月 27 日

医療法人 児玉会

監事 藤戸 法子